

中川事務所新聞

第52号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【改正雇用対策法が施行】

- ・企業が従業員を募集・採用するときの年齢制限が原則禁止されます。
- ・外国人を雇う事業主に、氏名や在留資格などの届出が義務付けられます。

これまでも求人年齢制限に関しては理由が必要でしたが、これからはさらに厳しくなりそうです。これを機会に自社の人材戦略というものを改めて考えてみるのもいいかもしれません。



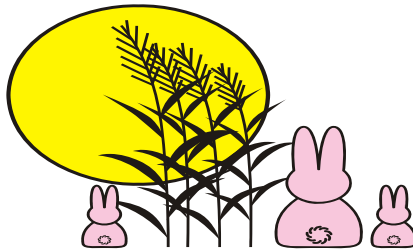
【改正雇用保険法が施行】

- ・失業給付の受給資格を得る

のに必要な就労期間が6ヶ月から1年に引き延ばされます。

- ・失業者への教育訓練給付制度の補助率が一律20%（上限10万円）に引き下げられます。

ようやく「ばら撒き」が見直されます。一生懸命働いた者が納めた保険料なので、有効に使って欲しいものです。



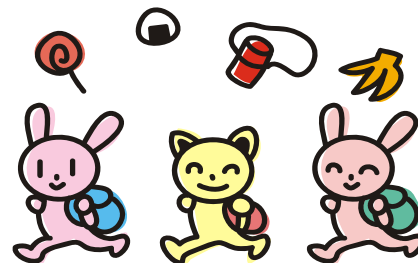
【郵政民営化スタート】

今月から郵便局が民営化されました。いまだに賛否両論あるようですが、各種手数料の跳ね上がりの現実を見ると、庶民には厳しいと感じます。

私の個人的な考えとしては、預金と貯金は区別しています。（郵便）貯金は国民の財産なので、預金のように市場に晒すより、国家が保証すべきものだと思います。

【10月の事務予定】

- ・10月決算法人期末実地棚卸
- ・6月決算建設業決算変更届
- ・8月決算法人確定申告&納税
- ・2月決算法人中間申告&納税
- ・全国労働衛生週間
(10/1(月)~7(日))
- ・秋祭り



知ってお得！？法律雑学

Q. バスの運転手がシートベルトをしていないのは違法じゃないの？



A. 現在の日本の法律では、シートベルトの着用は義務付けら

れています。しかし、道路交通法第71条の3第1項で「やむを得ない理由があるとき」はシートベルトをしなくても良い、とされてるのです。では「やむを得ない理由」とは、この場合なんなのでしょう？

その理由とは、一つ目が運行中に不測の事故が発生したとき、乗客の安全を守るために、素早く行動ができるようにするため。二つ目が乗客が

シートベルトをしていない以上、運転手だけが命を守るシートベルトをするわけにはいかない、ということです。

こうしたことから、私営公営問わず、「シートベルトをしないように」と指導しているそうです。でも、一応バスにもシートベルトはついています（これも義務付けられているため）。ただ、誰も装着しないだけなのです。

経営談義

【新保証制度今月から実施へ】

中小企業にとって馴染みの深い信用保証協会の新しい制度が始まりました。今回の新制度は、保証協会と金融機関との間のやり取りに関するものであり、中小企業に直接関わるものではありません。その内容は、これまでの保証協会による全額保証から、銀行も一部保証を負担するというものです。



いままで銀行は保証協会さえ利用していればリスク無しで安穩としていられたのですが、これからは融資のリスクを丸ごと保証協会に投げるこ

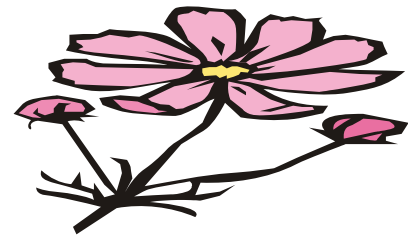
とはできなくなり、貸倒があった場合はその一部を銀行が負担します。改めて言うまでもなく、融資のリスクを融資した者が被るのは当たり前のことであり、今までが異常であったと言わざるを得ません。これによって銀行の審査能力が低落していったのも事実です。

なお、この制度開始によって中小企業にとっては融資を引き出し難くなるでしょう。銀行が（リスクを取りたくないという）安全策をとって動かなくなる可能性があるからです。

しかし、中小企業としてもこのまま手を拱いている訳にはいきません。資金調達の方法は常に考えておかなければならないのが実態です。考え

られる主な対策は、しっかり利益を計上できる体質にすること。そして、その体質を正しく外部に表現できること。要するに、手続き上の裏技やノウハウといった奇策ではなく、経営の王道を歩くということになるでしょう。

保証協会が中小企業にとって重要な存在である一方、保証協会を必要としない中小企業が増えているのも事実です。この事実の背景をよくよく考えてみることも必要ではないでしょうか。



あとがき

長女が春から始めた剣道のデビュー戦がありました。経験者の上級生相手に一瞬で負けるかと思いきや、意外にも善戦していました。観衆の中で試合前は極度に緊張して顔が引きつっていましたが、試合後は負け戦の中からも何かを掴んだようで、こちらもホッとしてました。

先月所用で九州へ出かけたとき、切符の手配等はすべて携帯電話でした。つい先日はコンビニでお財布携帯も使ってみました。どちらも予行演習をして実行しました。世の中について行くのも何かと大変です。



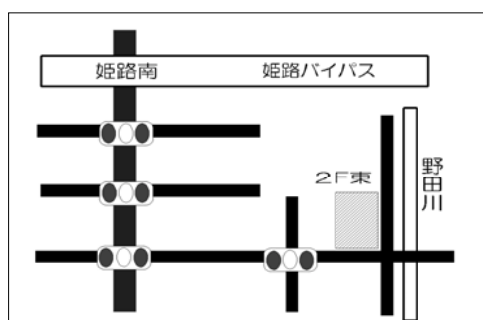
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp